

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第1章 年金制度

##### 第1節 年金制度の現状と動向

###### 1 概要

我が国の年金制度は、一般被用者を対象とする厚生年金保険と一般地域住民を対象とする国民年金を二大支柱とし、これに特定の職域を対象とする船員保険及び各種共済組合(国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、公共企業体等共済組合、私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合)が加わり、国民皆年金体制が作られている。各制度の適用者数及び受給者数については、第3-1-1表にみるとおりである。

我が国の年金制度は、36年の国民皆年金の実現以降、厚生年金保険、国民年金ともに4回の大きな制度改善が行われてきた。特に51年度には、48年度に続いて財政再計算による年金額の引上げ、在職老齢年金の支給制限の緩和、障害遺族年金の通算制度の創設等を中心とする大改正が行われた。53年度においては、厚生年金及び国民年金について物価スライドによる年金額の引上げを行うとともに、福祉年金の引上げを行った。更に、国民年金においては、3度目の特例納付の実施により無年金者等への救済措置が講じられた。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第1章 年金制度

##### 第1節 年金制度の現状と動向

#### 2 国民年金法等の改正

第84回国会において、国民年金法等の一部を改正する法律が5月10日に成立、5月16日法律第46号として公布されたが、その主な改正内容は次のとおりである。

なお、農業者年金基金法の一部改正法は6月13日法律第69号として公布されたものである。

##### (1) 福祉年金の改善

福祉年金の年金額については、拠出年金の物価スライドによる年金額の引上げ率6.7%を上回る引上げ率で年金額の引上げを行った。

老齢福祉年金の額は、月額1万5,000円から月額1万6,500円に、障害福祉年金の額は、1級障害について月額2万2,500円から月額2万4,800円に、2級障害について月額1万5,000円から月額1万6,500円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額は、月額1万9,500円から月額2万1,500円に、それぞれ53年8月分から引き上げた。

##### (2) 拠出年金の改善

##### ア 物価スライドの実施時期の繰上げ

厚生年金保険、船員保険及び国民年金の物価スライドの実施時期は、厚生年金保険及び船員保険については53年11月から同年6月に、国民年金については54年1月から53年7月に、それぞれ繰り上げられた。

##### イ 国民年金の特例納付の実施

53年4月1日前の強制加入被保険者期間のうち保険料滞納期間があり、時効によって保険料を納付することができない期間がある者について、1月につき4,000円を納付することによって、年金の受給権に結びつけることとしている。この特例納付は55年6月30日までに行わなければならない。

##### ウ 保険料の引上げ

54年度以降の保険料については、54年度3,300円、55年度3,650円(54年度に物価スライドがあったときは、3,650円にその率を乗じた額)に引き上げることとしている。

##### エ 厚生年金保険、船員保険の改善

在職老齢年金及び在職通算老齢年金の支給制限の限度額が53年6月から、11万円から13万4,000円に引き上げられ、70歳以後も引き続き在職している者の老齢年金及び通算老齢年金について、その者の請求により70歳までの被保険者期間に基づいて年金額の改定が行われることとなった。

遺族年金の寡婦加算額は、53年6月から子2人以上を有する寡婦の場合月額6,000円、子1人を有する寡婦の場合4,000円、60歳以上の寡婦の場合月額3,000円にそれぞれ引き上げられた。

### (3) 農業者年金基金法の改正

#### ア 物価スライドの実施時期の繰上げ

49年の改正により、農業者年金においても年金額の物価スライド制が導入されたところであるが、今回、厚生年金保険及び国民年金における制度改善の動向を踏まえ、53年の実施時期については、54年1月から53年7月に6か月繰り上げた。

第3-1-1表 各種公的年金制度の適用人員及び受給権者数

第3-1-1表 各種公的年金制度の適用人員及び受給権者数  
(53年3月末現在) (単位：人、%)

	適用人員 (構成比)	受給権者 総数	老齢(退 職)年金	障害(廃 疾)年金	遺族(母子、 寡母子、遺児、 寡婦)年金
総数	57,058,709 (100.00)	13,802,817	11,563,922	923,903	1,314,992
国民年金					
拠出年金	27,198,150	4,505,187	4,153,131	176,231	175,825
福祉年金	(47.67)	4,747,443	4,169,933	572,925	4,585
厚生年金保険	23,902,678 (41.89)	3,286,619	2,271,160	151,797	863,662
船員保険	228,055 (0.40)	66,191	34,155	4,739	27,297
国家公務員共済組合	1,163,497 (2.04)	277,297	218,036	3,714	55,547
地方公務員等共済組合	3,033,021 (5.32)	522,856	427,540	6,666	88,650
公共企業体職員等共済組合	802,131 (1.40)	312,325	220,738	6,124	85,463
農林漁業団体職員共済組合	449,579 (0.79)	61,866	50,148	1,401	10,317
私立学校教職員共済組合	281,598 (0.49)	23,033	19,158	306	3,569

資料：総理府「社会保障統計年報」、社会保険庁「事業年報」

- (注) 1. 老齢(退職)年金の受給権者数には、通算老齢年金、特例老齢年金の受給権者を含む。  
2. 遺族年金の受給権者数には、通算遺族年金、特例遺族年金の受給権者を含む。  
3. 各共済組合は52年3月末現在である。

#### イ 農業者年金の特例納付の実施

51年7月1日以前の当然加入被保険者期間のうち、保険料滞納期間があり、時効によって保険料を納付すること

ができない期間がある者について,1月につき3,600円を納付することができることとした。

この特例納付は,51年7月1日から54年12月31日までに行わなければならない。

#### (4) 改正後の年金額

このような改正の結果,厚生年金の標準年金額(51年改正による,新たに年金を受ける20年以上加入した者で配偶者がいる場合に受ける標準的な額)は月額9万8,325円から月額10万4,483円と,10万円の水準に達し,また,国民年金も10年年金は月額2万2,425円から2万3,925円,5年年金も同じく月額1万6,408円から1万7,508円に引き上げられた。

---

---

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

1 拠出制国民年金

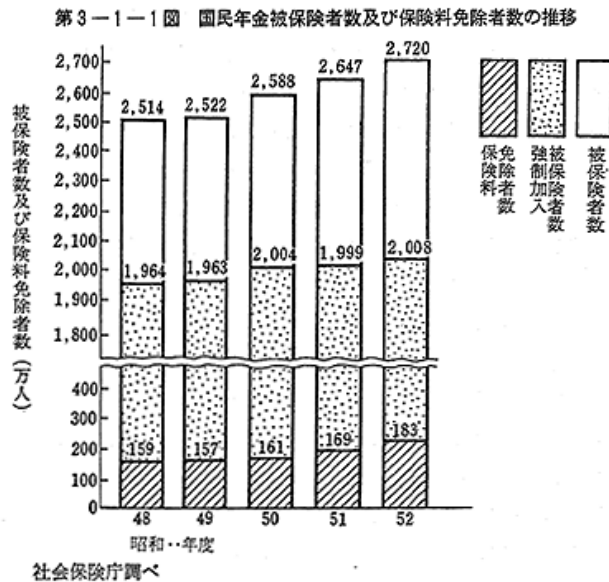
(1) 適用状況

国民年金は、厚生年金等の被用者年金制度が被保険者の適用を職場単位で行っているのに対し、被保険者を住所地において個々には握しななければならないため制度の適用、普及に当っては、他の被用者年金制度にみられない困難な問題があるが、近年における老齢年金を中心とした年金受給者数の大幅な増加が年金額水準の引上げ及び年金制度のPR活動、市町村の第一線職員による適用拡大努力等によって国民の年金制度に対する関心は近年急速に高まり、適用も促進されてきた。

その状況を見ると、強制加入被保険者は、53年3月末において2,008万人で前年度末とほぼ同数であるが、任意加入被保険者は64万人増加し712万人となっている。これは、主に被用者年金加入者の妻の任意加入の増による。この結果、被保険者総数では昨年度に比べ73万人の増加となっている。

なお、53年3月末における被保険者総数2,720万人である(第3-1-1図)。

第3-1-1図 国民年金被保険者数及び保険料免除者数の推移



(2) 保険料

国民年金の保険料収入は、52年度においては6,354億円で、52年度4月から保険料が月額2,200円に引き上げられたこと等により、対

前年度57%の伸びとなっている(第3-1-2表)。

第3-1-2表 国民年金保険料収納状況

第3-1-2表 国民年金保険料収納状況  
(単位:100万円)

48年度	49	50	51	52
181,903	283,631	377,509	404,820	635,361

社会保険庁調べ

国民年金は、保険料が給与から源泉徴収される被用者年金と異なり、被保険者が直接保険料を納付する仕組みとされているために保険料の徴収状況如何が制度の財政に大きい影響を及ぼす。このような保険料の徴収状況を示す指標として検認率が用いられる。検認率とは、被保険者が保険料を納付すべき月数に対する実際に保険料を納付した月数の比率であって、その年度の保険料の徴収の状況を見るために使われるものである。この検認率は、年々着実に向上しており、52年度末における全国平均の検認率は96.3%に達している。このような高い検認率の維持は国民に対する年金制度のPRの徹底、保険料未納者に対する納付書や納付勧奨状の発行、戸別訪問による納入督促の実施など徴収体制の充実等の成果であるが、保険料の滞納により将来の年金権を損うことのないように、今後とも国民年金制度の周知啓もう、徴収体制の整備を図っていく必要がある。

(3) 保険料の免除

保険料の免除には、法定免除と申請免除の二つがある。法定免除とは、法定の条件に該当するときは当然に保険料が免除されるものであり、その該当理由は、障害年金、障害福祉年金、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権者であるとき、生活保護法による生活扶助を受けているとき等である。申請免除とは、保険料を納付することが困難であるとする者の申請に基づき、都道府県知事の承認により保険料が免除されるものである。

52年度において保険料を免除された被保険者数は、法定免除75万人、申請免除108万人、合計183万人であって、免除対象である強制加入被保険者に対する割合は9.1%である(第3-1-1図)。

この免除について年度別にその状況を見ると、49年度までは逐次その数が減少してきたが、50年度より若干増加の傾向を示している。

(4) 付加年金

付加年金は、より高い年金を受けたい人のために設けられた制度で、加入者は付加保険料を納付する必要がある。その加入は本人の任意となっているが、農業者年金基金の加入者については当然加入となっている。

52年度末における付加年金加入者数は、任意加入者が281万人、当然加入者が106万人、合計387万人であり、昨年度に比べ8.9%の増加となっており、その増加は、主として任意加入者の増加によるものである。

この付加年金加入者数は、年々増加の傾向にあり、国民年金の加入者の中でより高い年金を希望する傾向が強まっているといえる。

(5) 給付

拠出制の年金給付には、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金及び寡婦年金があり、その受給状況を見ると第3-1-3表のとおりである。

第3-1-3表 国民年金受給権者数及び給付額の推移

第3-1-3表 国民年金受給権者数 及び給付額の推移

		総 数	老 齢 年 金	通算老齢年金	障 害 年 金	母 子 年 金	準母子年金	遺 児 年 金	寡 婦 年 金
受給権者数(人)	48年度末	1,056,068	789,230	26,090	87,511	129,173	124	6,502	17,438
	49	1,702,250	1,382,263	49,362	110,162	129,215	132	6,451	24,665
	50	3,119,058	2,730,824	87,541	133,716	129,208	148	6,388	31,233
	51	3,876,727	3,395,493	155,451	154,353	127,992	159	6,260	37,019
	52	4,505,187	3,919,716	233,415	176,231	127,888	167	6,102	41,668
給付額(万円)	48年度末	162,719	102,512	1,751	24,654	31,733	30	1,153	879
	49	276,287	197,259	3,589	35,868	36,730	37	1,316	1,488
	50	571,026	462,374	7,237	52,806	44,602	51	1,586	2,369
	51	811,087	669,172	13,529	70,836	52,321	64	1,829	3,336
	52	1,022,840	850,818	20,537	88,140	57,032	73	1,975	4,264

社会保険庁調べ

(注) 受給権者, 給付額には支給停止のものも含む。

46年度から支給が開始されている老齢年金は,いわゆる10年年金と呼ばれる老齢年金が中心であるが,更に50年2月からはいわゆる5年年金と呼ばれる老齢年金,また50年7月からはいわゆる再開5年年金といわれる老齢年金の支給が開始され,受給権者は飛躍的に増加している。

これらの大半は国民年金創設時に高齢であった任意加入グループの年金である。

なお,51年4月からは制度開始時に50歳未満であった強制適用グループが65歳に達したことによって本来年金の支給が開始されたが,今後毎年1歳づつ強制加入グループが老齢年金受給権者に組み込まれていくため,年金受給権者は今後急速な増加が予想されている。

なお,年金受給権者は52年度末は451万人で,51年度末に比べ16.2%増加しているが,その主な要因は老齢年金受給権者数の増加である。年金給付費は52年度末現在で1兆228億円で,対前年度比26.1%の伸びとなっている。

## (6) 福祉施設

国民年金においては,本来の保険給付のほか,被保険者,被保険者であった者及び年金受給権者の福祉の増進を図ることを目的として,全国に23カ所の国民年金保養センターを設置している。

## (7) 財政

国民年金においては,被保険者の納付する保険料のほかに,国は,年金の本来部分の給付に要する費用の3分の1に相当する額,制度発足時に一定年齢以上であった者に対するかさ上げ部分の2分の1に相当する国庫負担を行うほか,保険料免除期間についてはその期間に係る給付費全額及び付加年金給付費の4分の1に相当する国庫負担を行うこととしている。

このように国民年金の国庫負担割合は,保険料の事業主負担に見合う部分がないこと等もあって被用者年金よりも高くなっている。

国民年金については,今後被保険者数の増加傾向はあまり見込まれないのに対し,年金受給権者数は今後の制度の成熟化に伴い,52年度末の約451万人に対し60年度には約1.5倍となることが予想されている。

国民年金は41年度以後,賃金や生活水準の上昇に合わせ,幾度かの改定が行われその給付水準は大幅に引き上げられてきた。

一方,40年代後半に入り老齢年金及び通算老齢年金の受給者が発生し,その後短期間に急激な増加を示してきたこれらの影響によりとくに老齢年金の受給者が急増した50年代に入ってから国民年金の財政ひっ迫が問題とされるに至った。このような状況の中で収支のバランスをとり,健全な財政運営を行うためには,長期的な拠出,給付の計画に立脚し,漸進的に拠出水準を高めていくことについて国民の合意を得る必要がある。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第1章 年金制度

#### 第2節 年金の各制度

#### 2 福祉年金

---

#### (1) 受給者及び年金額

福祉年金には、老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金がある。

これらの給付は、全額国庫負担で賄われている。福祉年金の額は、第3-1-4表のとおりほぼ毎年引き上げられている。

#### 第3-1-4表 福祉年金額(月額)の引上げ経過



第3-1-4表 福祉年金額(月額)の引上げ経過

(単位:円)

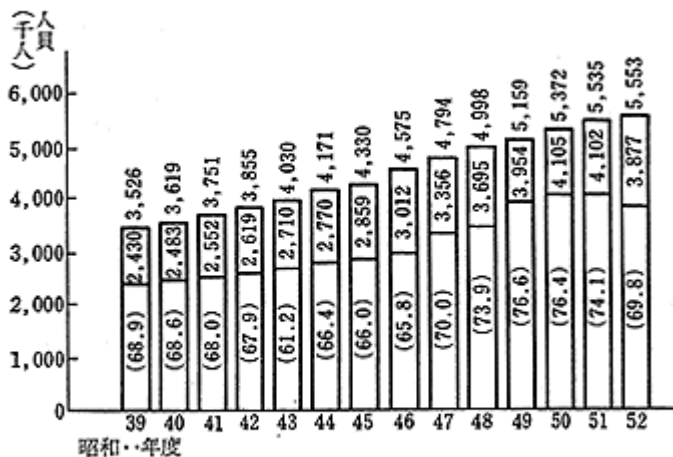
	老齢福祉年金	障害福祉年金	母子福祉年金	準母子福祉年金
(制度発足時)				
34. 11. 1	1,000	1,500	1,000	
36. 4. 1				(創設) 1,000
38. 9. 1	1,100	1,800	1,300	1,300
40. 9. 1	1,300	2,000	1,500	1,500
42. 1. 1	1,500	2,200	1,700	1,700
43. 1. 1	1,600	2,500	2,000	2,000
43. 10. 1	1,700	2,700	2,200	2,200
44. 10. 1	1,800	2,900	2,400	2,400
45. 10. 1	2,000	3,100	2,600	2,600
46. 11. 1	2,300	3,400	2,900	2,900
47. 10. 1	3,300	5,000	4,300	4,300
48. 10. 1	5,000	7,500	6,500	6,500
49. 4. 1		(2級創設) 5,000		
49. 9. 1	7,500	1級 11,300 2級 7,500	9,800	9,800
50. 10. 1	12,000	1級 18,000 2級 12,000	15,600	15,600
51. 10. 1	13,500	1級 20,300 2級 13,500	17,600	17,600
52. 8. 1	15,000	1級 22,500 2級 15,000	19,500	19,500
53. 8. 1	16,500	1級 24,800 2級 16,500	21,500	21,500

厚生省年金局調べ

52年9月末における老齢福祉年金の受給者数は387万7,000人であり、これは70歳以上人口555万3,000人(総理府統計局推計)の約69.8%に相当している(第3-1-2図)。しかし、老齢福祉年金は、国民年金制度創設時(36年4月1日)に50歳以上で拠出制度に加入できなかった人に支給されるものであり、その受給者数は今後減少を続け70歳以上人口についても拠出制年金受給者の割合が増加していくことが見込まれている。

第3-1-2図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移

第3-1-2図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移



社会保険庁調べ

- (注) 1. 受給者数は、各年度とも9月末現在である。  
2. ( )内の数字は%を示す。

また、障害福祉年金は、当初、視聴覚障害及び肢体不自由といういわゆる外部障害のみを支給対象としていたが、その後、支給要件の緩和や支給対象の拡大が行われ、結核や精神障害、心機能障害、肝臓疾患等いわゆる内部障害をその支給対象に加え、更に、事後重症制度(障害の程度が最初は軽くとも、それが後に悪化したとき障害福祉年金を支給する制度)も取り入れられたので、受給者数は毎年増加し、52年度末現在では54万1,000人である。

母子福祉年金及び準母子福祉年金は、その役割を拠出制の母子年金及び準母子年金に譲り、既存の受給者は、その支給要件となる子、孫又は弟妹が年齢要

件に該当しなくなるため年々減少してきており、現在では拠出年金を補完する役割をになっている。52年度末の受給者は4,000人となっている。

なお、52年度末における福祉年金の受給者の総数は430万9,000人である。

## (2) 支給停止

福祉年金は、全額国庫の負担によって支給するところから限られた範囲内で効果的に所得保障を図ろうとする趣旨で、幾つかの支給制限の措置が取られている。

これを大別すれば、1)一定額以上の所得を有することによるものと2)他の公的年金を受けることによるものとに二分することができる。

52年度末現在の受給権者475万人中、支給停止条件に該当し、福祉年金の支給を停止されている者は44万人、9.2%である。

### ア 所得による支給停止

受給権者本人、その配偶者又は受給権者の生計を維持する扶養義務者の前年における所得が一定の額以上である場合、その年の8月から翌年の7月まで福祉年金の全額を支給停止することとされている。

所得による支給停止の基準額は、53年度は本人所得制限については、夫婦で年収164万円から200万2,000円に引き上げ扶養義務者及び配偶者所得制限の限度額については6人世帯で年収876万円にすえ置きとした。

### イ 公的年金受給による支給停止

厚生年金保険、恩給等の他の公的制度から年金による保障を受けている者に対しては福祉年金の支給を停止することとされている。

公的年金受給による支給停止の基準は、厚生年金保険や普通恩給等一般の公的年金を受給している場合と増加恩給や公務扶助料等のうち戦争公務に基づく公的年金を受給している場合とでは異なっている。すなわち一般の公的年金を受給している場合は、その公的年金の額が37万円(53年7月分まで33万円)を下回る際には、37万円と当該公的年金との差額が支給される。また戦争公務に基づく公的年金を受けている場合には、その負傷し、又は死亡した当時の階級が大尉以下の旧軍人及びこれに相当する者又はこれらの者の遺族であるときは、福祉年金の全額が支給される。

## (3) 給付費

福祉年金は、毎年4月、8月及び12月(12月については請求があった場合11月。)を支払期月として、その前月までの分を受給権者の住所地の郵便局で支払うこととしている。

この支払いに要する財源は全額国庫負担で、毎年一般会計から国民年金特別会計に繰り入れられている。

制度が発足した34年から52年度末までに約3兆2,918億円支払われているが、最近5年間をみると、第3-1-5表のとおりである。

### 第3-1-5表 福祉年金支払額の推移

第3-1-5表 福祉年金支払額の推移

(単位：100万円)

	48年度末	49	50	51	52
支 払 額	199,912	361,379	525,855	730,882	734,156

社会保険庁調べ

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(1) 適用状況

厚生年金保険の適用事業所は、毎年度2～5%程度増加しており、52年度末では約89万となっている。

また、被保険者数は、48年以降経済情勢の変化を反映して減少ないし横ばい傾向にあり、52年度末では約2,390万人となっている(第3-1-6表)。

第3-1-6表 厚生年金保険適用状況の推移

第3-1-6表 厚生年金保険適用状況の推移

	事業所数	被 保 険 者 数				
		合 計	第1種 (一般男子)	第2種 (女 子)	第3種 (坑内夫)	第4種 (任意継続 被保険者)
48年度末	813,706	23,745,839	15,975,237	7,690,006	41,518	39,078
49	835,472	23,654,487	16,112,302	7,454,998	42,092	45,095
50	854,933	23,648,575	16,157,754	7,392,498	40,271	58,052
51	876,009	23,846,918	16,292,288	7,451,719	38,808	64,103
52	891,792	23,902,678	16,353,038	7,434,154	38,279	77,207

社会保険庁調べ

(2) 標準報酬及び保険料

標準報酬は、保険給付額及び保険料額の算定基礎となるものである。標準報酬月額は、被保険者の受ける報酬の月額をもとにして決められる。52年度は、第1種被保険者18万846円、第2種被保険者9万9,244円、第3種被保険者21万6,023円となり、その平均は、15万5,440円となっており、対前年度伸率は第1種被保険者8.5%、第2種被保険者9.2%、第3種被保険者9.2%となっている(第3-1-7表)。

第3-1-7表 厚生年金保険標準報酬月額の推移

第3-1-7表 厚生年金保険標準報酬月額推移

(単位:円)

	第4種以外の被保険者				第4種被保険者 (任意継続被保険者)
	平均	第1種 (一般男子)	第2種 (女子)	第3種 (抗内夫)	
48年度末	89,459	105,747	55,439	111,694	53,965
49	111,268	129,682	71,238	152,586	61,391
50	122,552	141,376	81,166	167,383	73,423
51	142,944	166,641	90,848	197,733	85,619
52	155,440	180,846	99,244	216,024	96,391

社会保険庁調べ

保険料の額は、標準報酬月額に保険料率を乗じて計算されるが、この保険料率は、保険給付の予想額、積立金の運用利子、国庫負担の予想額等に照らして少なくとも5年ごとに再計算されることになっている。最近の再計算は51年8月に実施され、保険料率は15%引き上げられ、男子で9.1%、女子で7.3%とされた。

(3) 保険給付

厚生年金保険の保険給付には、年金給付として、老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金があり、一時金として、障害手当金及び脱退手当金がある。

年金の受給権者数は、毎年10%以上の増加を続けており、52年度末では約330万人となっている。52年度末の給付額は、前年度に比べ27%増加しており、約2兆372億円となっている(第3-1-8表)。

第3-1-8表 厚生年金保険受給権者数及び給付額の推移

第3-1-8表 厚生年金保険受給権者数及び給付額の推移

		受給権者数			及び給付額の推移				
		総数	老齢年金	通算老齢年金	特例老齢年金	障害年金	遺族年金	通算遺族年金	特例遺族年金
受給権者数(人)	48年度末	1,773,401	774,763	259,186	314	109,859	628,609	—	—
	49	2,046,993	888,707	355,415	310	117,939	684,622	—	—
	50	2,368,263	1,031,019	474,629	289	126,396	735,930	—	—
	51	2,803,183	1,234,286	645,463	279	135,930	786,564	660	1
	52	3,286,619	1,436,307	834,567	286	151,797	852,600	11,057	5
給付額(万円)	48年度末	589,717	355,252	41,504	53	38,075	154,833	—	—
	49	787,361	478,606	64,870	64	47,615	194,206	—	—
	50	1,112,478	688,571	103,763	74	62,270	257,800	—	—
	51	1,599,394	1,020,016	159,792	87	80,180	339,228	91	0
	52	2,037,179	1,312,421	221,056	99	99,304	402,668	1,631	1

社会保険庁調べ

また、52年度末における年金受給権者1人当たりの平均年金額は物価スライドの実施によって、前年度に比べて約9%増加している(第3-1-9表)。

第3-1-9表 厚生年金保険受給権者1人当たり平均年金額(月額)の推移

第3-1-9表 厚生年金保険受給権者1人当たり平均年金額(月額)の推移

(単位:円)

	老齢年金	通算老齢年金	特例老齢年金	障害年金	遺族年金	通算遺族年金	特例遺族年金
48年度末	458,529 (38,211)	159,716 (13,310)	169,680 (14,140)	346,584 (28,882)	246,312 (20,526)	—	—
49	538,543 (44,879)	182,518 (15,210)	206,661 (17,222)	403,726 (33,644)	286,590 (23,883)	—	—
50	667,855 (55,655)	218,618 (18,218)	256,578 (21,381)	492,661 (41,055)	350,304 (29,192)	—	—
51	826,402 (68,867)	247,562 (20,630)	310,193 (25,849)	589,864 (49,155)	431,278 (35,940)	138,379 (11,532)	120,300 (10,025)
52	913,747 (76,146)	264,875 (22,073)	346,923 (28,910)	654,187 (54,516)	472,283 (39,357)	147,487 (12,290)	103,120 (8,593)

社会保険庁調べ

## ア 老齢年金

52年度末における受給権者は約144万人で,前年度に比べて16%増加している。平均年金額(月額)は7万6,146円で,前年度に比べて11%増加している。

## イ 通算老齢年金

受給権者は,通算年金制度が創設された36年以来,毎年度著しい増加を続け,52年度末では約83万人となっている。52年度末における平均年金額(月額)は2万2,073円で,前年度に比べて7%増加している。

## ウ 特例老齢年金

特例老齢年金は,旧陸軍共済組合等の組合員であった者について,その旧共済組合員期間も含めて受給資格期間をみることによって支給される年金である。52年度末における受給権者は286人,平均年金額(月額)は2万8,910円である。

## エ 障害年金

52年度末における受給権者は約15万人で,前年度に比べて12%増加している。平均年金額(月額)は5万4,516円で,前年度に比べて10%増加している。

## オ 遺族年金

52年度末における受給権者は約85万人で,前年度に比べて8%増加している。平均年金額(月額)は3万9,357円で,前年度に比べて10%増加している。

## カ 通算遺族年金

通算遺族年金制度は,51年10月から設けられた新しい制度であり,通算老齢年金を受ける資格のある者が死亡したときに,その遺族に支給されるものである。受給権者は,52年度末で1万1,057人である。平均年金額(月額)は1万2,290円である。

## キ 特例遺族年金

特例遺族年金もまた,51年10月から設けられた制度であり,特例老齢年金を受ける資格のある者が死亡したときに,その遺族に支給されるものである。

## ク 障害手当金

52年度における障害手当金の受給権者は703人で,受給権者1人当たりの平均額は94万1,092円である。

## ケ 脱退手当金

52年度における脱退手当金の受給権者は2万1,049人で毎年度減少傾向を示している。受給権者1人当たりの平均受給額は7万8,289円である。

## (4) 福祉施設

厚生年金保険においては,本来の保険給付のほか,被保険者,被保険者であった者及び年金受給者の福祉の増進を図ることを目的として,次の福祉施設を設けている。

ア 厚生年金病院 10か所

イ 厚生年金会館 4か所

ウ 厚生年金健康文化センター 4か所

厚生白書(昭和53年版)

工 厚生年金総合老人ホーム 1か所

オ 厚生年金老人ホーム 32か所

カ 厚生年金スポーツセンター 4か所

(53年7月現在)

## (5) 財政

厚生年金保険の運営に要する経費は、保険給付に要する経費と事業運営に要する事務費に大別される。前者は、主として保険料と積立金から生じる利子収入によって賄われるが、更に20%の国庫負担がある。後者は、その全額が国庫負担により賄われている(第3-1-10表)。

第3-1-10表 厚生年金保険収支状況

第3-1-10表 厚生年金保険収支状況  
(単位:100万円)

	48年度	49	50	51	52
収入総額	1,876,035	2,661,255	3,136,960	4,040,829	4,959,433
保険料	1,346,879	1,930,700	2,201,975	2,807,255	3,458,246
国庫負担金	65,334	136,147	173,757	251,155	356,858
事務費	8,850	11,773	14,874	18,123	18,597
給付費	56,484	124,374	158,883	233,032	338,261
利子	459,637	586,023	750,987	923,535	1,131,503
その他の収入	4,185	8,385	10,241	8,884	12,825
支出総額	350,516	710,019	988,845	1,408,340	1,895,084
保険給付費	331,061	682,750	953,740	1,365,142	1,844,897
事務費	9,685	12,231	15,047	19,353	21,213
福祉施設費	9,215	14,666	18,591	23,161	28,630
その他の支出	555	372	1,467	684	344
収支差引剰余金	1,525,519	1,951,236	2,148,115	2,632,489	3,064,349
翌年度へ繰越し	4,842	4,666	2,100	3,696	6,050
積立金に繰入れ	1,520,677	1,946,570	2,146,015	2,628,793	3,058,299

社会保険庁調べ

厚生年金保険の将来の姿を見通すと、85年には、老齢年金の受給権者は、現在の8.1倍、また、年金給付費は、今後の物価や賃金の変動を織り込まない現在価格でも約12.5倍になると見込まれる。したがって、厚生年金保険の財政問題を考えるにあたっては、現状ばかりでなく、将来の給付費の大きさを重視しなければならず、長期的な展望に立った、適正な負担のあり方について国民の合意を得る必要がある。

## (6) 厚生年金基金

厚生年金基金は、政府管掌の厚生年金保険の老齢年金及び通算老齢年金のうち、報酬比例部分の一部を代行し、併せて、これを上回る年金給付を行うことを目的として企業等の事業主の発意により、厚生大臣の認可を受けて設立される特別法人である。

基金は、従業員1,000人以上の企業が単独に、又は合わせて従業員が1,000人以上となる幾つかの企業が共同して設立することができるが、その企業等の労使の合意が必要とされており、53年7月1日現在では952基金、545万人を超える加入員を擁するに至っている。

基金設立の態様をみると、952基金のうち、単独企業による単独設立が398基金で41.8%を占め、親企業と子企業という二つ以上の関連企業による連合設立が333基金で35.0%、同種同業の多数の中小企業による総合設立が221基金で23.2%となっている。

母体企業の業態別状況は第3-1-11表のとおり機械器具製造業、卸売、小売業等が多い。

第3-1-11表 企業業態別厚生年金基金設立状況

第3-1-11表 企業業態別厚生年金基金設立状況

(53年7月1日現在)

	基金数	加入員数	1基金当たり加入員数
水産業	3	5,520人	1,840人
建設業	42	167,816	3,996
食料品製造業	43	180,601	4,200
繊維製品製造業	64	172,684	4,261
木製品製造業	8	16,339	2,042
化学工業	63	241,112	3,827
金属工業	37	200,935	5,431
機械器具製造業	200	1,375,277	6,876
その他の製造業	55	281,822	5,124
卸売・小売業	188	1,241,443	6,603
金融業	102	689,901	6,764
運輸通信業	81	476,153	5,878
サービス業	66	387,689	5,874
計	952	5,537,292	5,816

厚生省年金局調べ

加入員規模別にみると、5,000人未満の基金が67.2%、5,000人以上の基金は32.8%となっている(第3-1-12表)。

第3-1-12表 加入員規模別厚生年金基金数の推移

第3-1-12表 加入員規模別厚生年金基金数の推移

	2,000人未満	2,000~5,000人	5,000~10,000人	10,000人以上
49年	312(34.6)	305(33.8)	163(18.1)	122(13.5)
50年	318(34.5)	311(33.8)	167(18.1)	125(13.6)
51年	320(34.2)	321(34.3)	169(18.1)	125(13.4)
52年	320(33.9)	323(34.2)	175(18.5)	126(13.4)
53年	314(33.0)	326(34.2)	178(18.7)	134(14.1)

厚生省年金局調べ

- (注) 1. ( )内の数字は%を示す  
2. 各年7月現在である。

## ア 基金の給付

基金が支給する給付には、退職を支給事由とする年金給付と、脱退又は死亡を支給事由とする一時金給付とがある。

退職を支給事由とする年金給付は代行部分を上回るものでなければならないが、その算定方式としては、厚生年金保険の報酬比例部分と同じ計算方式を用いて手厚い給付を行うもの(代行型)この方式によるものに企業の独自性に応じた特別の額の上積みする方式を加えたもの(加算型)などがあり、第3-1-13表にみられるとおり、最近加算型の基金が漸次増加する傾向をみせている。

第3-1-13表 制度設計タイプ別厚生年金基金数の推移

第3-1-13表 制度設計タイプ別厚生年金基金数の推移

	代行型	加算型	共済型
49年	550(60.9)	345(38.3)	7(0.8)
50年	547(59.4)	367(39.8)	7(0.8)
51年	536(57.3)	393(42.0)	6(0.7)
52年	521(55.2)	416(44.0)	7(0.8)
53年	474(49.8)	469(49.3)	9(0.9)

厚生省年金局調べ

- (注) 1. ( )内の数字は%を示す。  
2. 各年7月現在である。

年金給付の受給権者は、基金制度の歴史が浅いためまだ本格化はしていないが、漸次その数を増し、52年度末では、35万人を超える



に至っている。

## イ 掛金

基金の掛金の額は完全積立方式を建前として各基金ごとにそれぞれの給付に見合った掛金率が定められている。なお、基金が設立された場合、代行部分に見合う保険料率(男子1,000分の30,女子1,000分の26)相当分は、政府に納付することを免除される。掛金の額の負担割合は事業主と加入員との折半を原則とするが、基金の設立によって政府に納付することを免れる保険料相当額を超える部分については、事業主の負担を増すことができることになっている。

## ウ 標準給与

基金の給付及び掛金の計算の基礎となる標準給与の決定方法等については、厚生年金保険の標準報酬の例によることを原則としている。

## エ 財政

基金の運営に要する経費は、年金給付に要する経費(年金経理)と基金の事業運営に要する経費(業務経理)に大別される。

年金給付に要する経費は、掛金、利子収入及び年金給付に対する国庫負担

(基金の年金給付のうち、代行部分の給付について政府管掌に見合った国庫負担が行われる。)で賄われ基金の事業運営に要する経費は、事務費掛金として全額事業主が負担するのが通例とされている。

なお、基金は、給付を将来とも賄うことができる適正な掛金が確保されているかどうかを検証し、必要な措置を講ずるため、設立後3年を経過した年度末に第1回目の財政再計算を行い、以後5年目ごとに財政再計算を行わなければならないことになっている。

## オ 福祉施設

基金は、加人員及び加入員であった者に対して、本来の基金の給付を補完しこれらの者の福祉の増進を図るため、必要な福祉施設を行うことができることとされ、49年度から各基金で実施されている。

## カ 厚生年金基金連合会

基金は、その中途脱退者について1か月でも加入員期間があれば年金給付を支給しなければならないが、このような短期加入者(通常10年未満)に対する年金の支給を目的として、基金からその者の年金給付の現価相当額の移管を受け、これによって承継した中途脱退者の年金給付の支給を主たる業務とするのが厚生年金基金連合会である。

53年7月現在までの中途脱退者数及び現価相当額は、それぞれ668万人、2,084億円である。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

4 船員保険(年金部門)

船員保険の年金部門の給付には、老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金の各種年金と、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金、遺族年金差額一時金、行方不明手当金及び脱退手当金があり、更に、従前の規定によって支給されるものとして、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金とがある。これらの年金部門のうち、その主なものの給付状況は、次のとおりである(第3-1-14表、第3-1-15表)。

第3-1-14表 船員保険年金受給権者数及び給付額の推移

第3-1-14表 船員保険年金受給権者数及び給付額の推移

		総数	老齢年金 (通算老 齢年金 を含む)	障害年金		遺族年金		寡婦、か ん夫、遺 児、通算 遺族年金
				職務外	職務上	職務外	職務上	
受給権者数 (人)	48年度末	45,115	19,341	2,411	1,549	10,296	9,048	2,470
	49	49,319	21,979	2,519	1,645	11,429	9,330	2,417
	50	54,367	25,473	2,631	1,735	12,542	9,618	2,368
	51	60,040	29,719	2,702	1,804	13,714	9,774	2,327
	52	66,191	34,155	2,861	1,878	14,990	9,921	2,386
給 付 額 ( 〇〇 万円)	48年度末	20,735	11,308	923	783	2,894	4,232	595
	49	26,782	14,763	1,131	1,038	3,733	5,442	675
	50	36,680	20,657	1,448	1,444	5,007	7,319	805
	51	48,652	29,452	1,791	1,691	6,836	7,993	961
	52	60,090	36,400	2,101	2,132	8,162	10,254	1,041

社会保険庁調べ

(注) 職務上の障害年金及び遺族年金は、戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金の支給を受けているために支給停止されている者は除いた。

第3-1-15表 船員保険年金種類別一人当たり平均年金額の推移

第3-1-15表 船員保険年金種類別1人当たり平均年金額の推移(月額)

(単位:円)

	老齢年金	通算老齢年金	障害年金		遺族年金		寡婦, かん夫, 遺児年金
			職務外	職務上	職務外	職務上	
48年度末	50,892	14,712	31,908	42,126	23,421	38,979	20,079
49	59,221	16,522	37,432	52,598	27,219	48,605	23,277
50	72,784	19,284	45,871	69,348	33,268	63,417	28,340
51	90,798	21,883	55,230	74,804	41,537	68,151	34,393
52	100,021	23,040	61,208	94,612	45,373	86,129	36,369

社会保険庁調べ

### (1) 老齢年金

52年度末における老齢年金の受給権者数は,前年度末に比べると約14.9%の増加であり,受給権者1人当たりの平均年金額は,前年度に比べると約7.5%の増加となっている。

### (2) 障害年金

52年度末における障害年金の受給権者数は,前年度末に比べ,職務外の事由によるものは約5.9%,職務上の事由によるものは約4.1%増加している。

また,受給権者1人当たりの平均年金額は,前年度に比べ職務外の事由によるものは約10.8%,職務上の事由によるものは約26.5%の増加となっている。

### (3) 遺族年金

52年度末における遺族年金の受給権者数は,前年度末に比べ,職務外の事由によるものは約9.3%,職務上の事由によるものは約1.5%増加している。

また,受給権者1人当たりの平均年金額は,前年度末に比べ,職務外の事由によるものは約9.2%,職務上の事由によるものは約26.4%の増加となっている。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第1章 年金制度

#### 第2節 年金の各制度

#### 5 石炭鉱業年金基金

---

石炭鉱業年金基金は、石炭鉱業労働者の老齢又は死亡について給付を行い、これによって石炭鉱業労働者の生活の安定と福祉の向上に寄与し、併せて、石炭鉱業労働者の雇用の安定確保に資することを目的として、42年10月2日に発足した。この制度は石炭鉱業の事業主が基金の会員(52年度末現在会員数16)となり、前年の出炭量に応じて掛金(53年度から1トン当り70円)を全額負担することによって、坑内員、坑外員に対して厚生年金保険の老齢年金給付とは別に、上積み給付を行うものである。52年度末現在、坑内員数2万2,297人、坑外員数4,502人であり、受給権者数は坑内員老齢年金5,727人、坑外員老齢年金2,514人である。

---

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第1章 年金制度

#### 第2節 年金の各制度

#### 6 農業者年金基金

農業者年金制度は、国民年金給付と相まって農業経営者の老後の生活を保障するとともに、農業経営の近代化および農地保有の合理化に資するという農政上の要請にこたえるため、農業者年金基金法に基づき創設された制度で、その事業主体として45年10月1日、特殊法人農業者年金基金が発足した。基金は農業者年金事業のほか、離農給付金支給事業、農地売買事業、農地取得のための融資事業も行っている。

農業者年金の被保険者については、0.5ヘクタール(道南を除く北海道にあっては2ヘクタール)以上の農業経営主が当然加入、0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール未満(道南を除く北海道にあっては1ヘクタール以上2ヘクタール未満)の農業経営主及び強制加入者が指定する特定後継者が任意加入とされている。給付の種類としては、経営移譲年金、農業者老齢年金、脱退一時金及び死亡一時金がある。

農業者年金の被保険者は、52年度末現在112万5,000人となっている。

49年1月から一時金給付が、51年1月からは経営移譲年金給付がそれぞれ開始されているが、52年度末における経営移譲年金の受給権者数は5万748人、52年度における一時金の支給件数は9,201件となっている。

なお、農業者老齢年金については56年1月から給付が開始される。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第1章 年金制度

#### 第2節 年金の各制度

#### 7 年金制度基本構想懇談会における検討

---

将来,我が国は諸外国に例を見ない程急速な勢いで人口の老齢化が進むことが予想されることから,今後の老齢化社会における年金制度のあり方を探るとともに,現在の公的年金制度の抱えている問題点を横断的に検討することが必要となってきた。

そこで,51年5月厚生大臣の私的諮問機関として「年金制度基本構想懇談会」が発足し,学識経験者を中心とする委員により,給付水準,支給要件,費用負担,年金財政等について,年金制度全体の整合性という観点から検討が進められ,52年12月に中間的な意見のとりまとめが行われた。

同懇談会は,中間意見の中で,我が国公的年金制度の諸問題の指摘と,それらの基本問題についての考え方を整理するとともに,50年代を一つの目途として,年金制度全般にわたる体系的な手直しを図っていく必要があるとの認識に立ち,1)経過的な年金額の水準のあり方,2)老齢年金の支給開始年齢のあり方,3)制度間の給付体系の不均衡の是正,4)遺族年金の水準のあり方,5)業務処理体制の整備等の項目を当面検討すべき課題として掲げ,引き続き検討を進めている。

なお,同懇談会は,将来の年金制度全体にわたる体系的な改善案として,1)現在の公的年金制度の基礎的部分を統合し,各制度共通の基礎年金制度を創設することにより,各制度の部分的な統合一元化を行うことにより,給付体系,費用負担等の制度間不均衡を一度にならしてしまふ考え方と,2)個別制度を前提としながら,制度をまたがるバランスのとれた給付体系の整備を図るとともに,制度間の財政,費用負担の部分的共通化(制度間の財政調整)を図ることにより,ある程度制度間の給付水準,費用負担等のアンバランスをならしていく考え方の二つの考え方について検討を行っている。しかし,これらは同懇談会としての将来のあるべき年金制度について概括的な中途検討段階における中間的なまとめというべき性格のものであり,今後とも引続き検討が続けられることになっている。

---

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第1章 年金制度

#### 第3節 年金事業の運営

#### 1 年金事業の主体

厚生年金保険事業及び国民年金事業の実施運営は、政府管掌健康保険事業、船員保険事業及び日雇労働者健康保険事業とともに、厚生省の外局である社会保険庁が担当している。

これらの年金事業を実施するための中央の現業機関としては、社会保険庁年金保険部業務第一課及び第二課がある。

業務第一課及び第二課においては、厚生年金保険、国民年金及び船員保険の袖保険者に関する記録の作成、整理及び保管を行うほか、厚生年金保険の老齢年金、通算老齢年金、障害年金、遺族年金、通算遺族年金と国民年金の老齢年金、通算老齢年金及び船員保険の年金部門の裁定事務、支払事務を行っている。52年度末における被保険者記録の管理件数は1億2,922万件、52年度に行った各種年金の新規裁定件数は128万8,000件、支払件数は2,649万3,000件となっており、これらの新規裁定を含めた年金の支払金額は、2兆6,951億円に達している。

これらの事務は電子計算組織を利用し一元的に処理を行っている。

また、地方の行政機関としては、各都道府県の民生主管部に保険課(部)と国民年金課(部)が設置されているほか社会保険に関する直接の窓口としての社会保険事務所が置かれている(社会保険事務所については第3章第3節「医療保険事業の主体」参照)。

保険課(部)は、厚生年金保険、政府管掌健康保険、船員保険及び日雇労働者健康保険事業の管理事務と、厚生年金基金、健康保険組合及び保険医療機関の指導監査事務を担当している。

また、国民年金課(部)は、国民年金事業の管理事務、同事業に関する市町村、事務組合の指導監督事務及び福祉年金の現業事務を担当している。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第1章 年金制度

#### 第3節 年金事業の運営

#### 2 年金事業の推移

---

年金事業の指標ともいべき52年度末の厚生年金保険及び国民年金の被保険者数は、それぞれ2,383万人、2,720万人であり、48年度末と比較して、それぞれ100.3%、108.2%の伸び率で横ばいないし漸増している(第3-1-1図及び第3-1-6表)。

一方、52年度末の厚生年金保険及び国民年金の拠出年金の受給権者数は、それぞれ329万人、451万人であり、48年度末と比較して185.9%、425.5%の著しい伸び率を示している。特に、国民年金の拠出年金についてその傾向が顕著である。これに伴って年金に関する業務量は年々増大している(第3-1-3表及び第3-1-8表)。

---



各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金事業の運営

3 国民と年金相談

年金制度の充実とともに、国民の年金制度に対する関心と期待が高まり、年金に関する相談、照会等は年々増加の一途をたどっている(第3-1-16表)。

第3-1-16表 年金相談件数の推移

第3-1-16表 年金相談件数の推移  
(単位: 1,000件, %)

年 度	相 談 件 数	伸 び 率
48	3,915	100.0
49	4,710	120.3
50	5,679	145.1
51	7,067	180.5
52	7,802	199.3

社会保険庁調べ

この年金相談は、国民の生涯設計の一助となるものであるので、第一線社会保険事務所におけるもっとも重要な業務の一つとなっている。

このため、各社会保険事務所に専任の年金専門官を配置するほか、非常勤の社会保険相談員を活用し、巡回相談に応じており、さらに地方大都市の便利な場所に年金相談コーナーを設置するなど相談体制の整備に努めているが、社会保険庁においても電話照会や来訪相談を集中的に処理できるよう、52年4月、業務課(東京都杉並区、53年4月から業務第一課となっている。)に年金相談センターを開設した。

年金相談センター及び各年金相談コーナーでは、年金に関する豊富な知識や経験を持っている相談専門の職員が受給権者記録、高齢者被保険者記録などをディスプレイ装置(窓口装置)に即時に映し出すことによって具体的な年金相談に応じている。

しかしながら、今後年金受給者は飛躍的に増加することが見込まれており(第3-1-17表)、年金に関する相談業務はさらに増大することは必至であって、各地の社会保険事務所で年金相談に応じることができるよう体制の整備が緊急の課題となっている。

第3-1-17表 年金受給者の将来推移

第3-1-17表 年金受給者の将来推移

(単位:1,000人,%)

年 度	厚 生 年 金 保 険		国 民 年 金	
	受 給 者 数	伸 び 率	受 給 者 数	伸 び 率
53	3,170	100.0	4,281	100.0
54	3,499	110.4	4,729	110.5
55	3,854	121.6	5,135	119.9
60	6,053	190.9	6,653	155.4
65	9,141	288.4	8,051	188.1
70	12,819	404.4	9,595	224.1
75	17,078	538.7	11,146	260.4
80	21,978	693.3	12,545	293.0
85	27,554	869.2	13,692	319.8

厚生省年金局推計(51年4月)

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第1章 年金制度

#### 第3節 年金事業の運営

#### 4 社会保険業務の新しい事務処理方式——オンライン計画

---

社会保険庁では、年金を中心とする社会保険の業務量の飛躍的な増加に対処するとともに、国民にとって最も身近な窓口である社会保険事務所が年金時代にふさわしい役割りを果せるようにするため、オンラインシステムの採用による「社会保険業務の新しい事務処理方式」案を策定し、実施のための諸準備を進めている。

この計画においては、現在の社会保険庁年金保険部業務第一課及び第二課の機能を充実させた社会保険庁データセンター(仮称)と全国社会保険事務所との間をオンラインシステムで結び、データセンターで管理する被保険者記録、受給者記録を、社会保険事務所の窓口で即時に引き出すことができるようにし、また、社会保険事務所で各種の届書を受け付けたときは、専用の事務処理機器によって即時処理ができるほか、必要な記録は直ちに社会保険庁データセンターに送ることができるようにしている。

したがって、この計画が実現すれば、1)被保険者、受給者からの年金に関する相談、照会に対して、もよりの社会保険事務所で直ちに応じることができる、2)年金の裁定事務を短時日で行うことができる、3)各種の届書を迅速に処理することができ、各人の長期にわたる記録をより正確に収録、管理することができるようになる。

しかし、この計画には大規模なシステム建設(使用機器の開発、製造、プログラムの作成など)、業務の切替えなど膨大な準備を必要とするため、54年度を初年度として、おおむね6カ年間で実施することとしており、前半のおおむね3カ年間で年金相談体制の整備、健康保険・厚生年金保険の保険料徴収業務の改善を実施し、後半のおおむね3カ年間で引き続き給付業務、適用業務などの業務に拡大していく予定である。

なお、被保険者や年金受給者に対する行政サービスの向上を図るために、国民に親しまれる社会保険事務所を目指して庁舎整備を進めている。

---

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第4節 年金積立金の運用

1 年金積立金の概要

年金積立金は、法律に基づいて資金運用部に預託され、郵便貯金をはじめ他の政府の特別会計の積立金、余裕金とともに、国の財政投融资計画を通じて一元的に管理運用されている。

厚生年金保険及び国民年金の積立金(以下「年金積立金」という。)は、52年度決算後においては19兆8,206億円に達している。その累積状況は第3-1-18表のとおりである。

第3-1-18表 厚生年金保険、国民年金の年金積立金の累積状況

第3-1-18表 厚生年金保険、国民年金の年金積立金の累積状況

(単位：億円)

区 分	厚生年金保険		国民年金		計	
	当該年度分	累 積 額	当該年度分	累 積 額	当該年度分	累 積 額
48 年 度	15,207	81,943	2,709	14,470	17,916	96,413
49	19,466	101,409	2,436	16,906	21,902	118,315
50	21,460	122,869	2,315	19,221	23,775	142,090
51	26,288	149,157	△ 754	18,467	25,534	167,624
52	30,583	179,740	△ 1	18,466	30,582	198,206

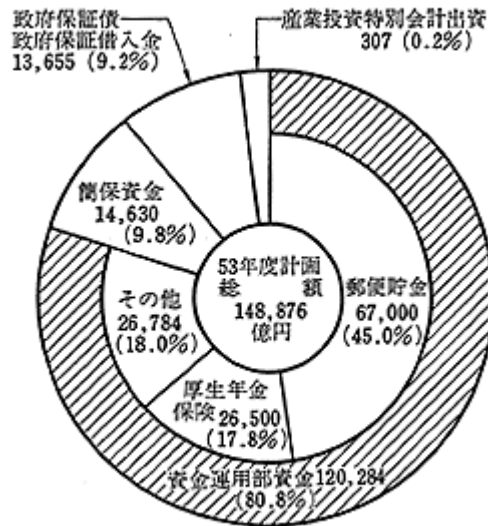
厚生省年金局調べ

財政投融资は、年金積立金をはじめ国の管理するさまざまな資金を各般の分野に長期かつ低利で融通するもので、住宅建設や生活環境施設整備等国民生活に密着した部門、あるいは中小企業等に対する融資に重点が置かれている。53年度における財政投融资計画(当初計画)は、14兆8,876億円で、政府の一般会計歳出予算額34兆2,950億円に比べると43.4%に当たり、およそ歳出予算の半分に相当している。

財政投融资の原資見込(当初計画)は第3-1-3図のとおりで、資金運用部資金はその総額の80.8%を占め、また資金運用部資金のうち厚生年金保険の預託額は、2兆6,500億円であり、資金運用部資金の22.0%を占めている。

第3-1-3図 財政投融资原資見込み

第3-1-3図 財政投融资原資見込み(53年度当初見込)



大蔵省理財局調べ

年金積立金は、財政投融资計画の上で特に「年金資金等」として郵便貯金等の政府資金と区別され、その用途が明らかにされている。

財政投融资計画における年金資金等の用途については、国民生活の安定向上に直接役立つ(1)住宅、(2)生活環境整備(上下水道等)、(3)厚生福祉(病院、福祉施設等)、(4)文教、(5)中小企業及び(6)農林漁業の分野(いわゆる(1)～(6)分類)にその85%程度が配分され、残る15%についても、国民生活の安定向上の基盤となる、(7)国土保全、災害復旧、(8)道路、(9)運輸通信及び(10)地域開発の分野に配分されることとなっており、(11)基幹産業、(12)貿易経済協力の分野には全くあてられていない。

53年度の財政投融资用途別分類表は第3-1-19表のとおりである。

第3-1-19表 財政投融资用途別分類表(53年度当初計画)

第3-1-19表 財政投融资使途別分類表(53年度当初計画)

(単位:億円)

区 分	産業投 資特別 会計	資金運用部資金			簡 保 資 金	政府保証 債, 政府 保証借入 金	合 計
		年金資 金等	郵貯資 金等	小 計			
(1) 住 宅	—	8,075	24,749	32,824	2,858	1,084	36,766
(2) 生活環境整備	10	5,793	9,905	15,698	643	5,786	22,137
(3) 厚生福祉	—	4,306	523	4,829	33	—	4,862
(4) 文 教	—	574	3,195	3,769	3,103	157	7,029
(5) 中 小 企 業	—	3,360	18,691	22,051	1,721	150	23,922
(6) 農 林 漁 業	—	1,063	5,913	6,976	239	—	7,215
(1)~(6) 小 計	10	23,171	62,976	86,147	8,597	7,177	101,931
(7) 国土保全・災害復旧	—	414	1,724	2,138	58	235	2,431
(8) 道 路	—	1,018	4,243	5,261	3,899	1,362	10,522
(9) 運 輸 通 信	—	2,206	9,189	11,395	1,707	3,005	16,107
(10) 地 域 開 発	26	451	1,880	2,331	269	1,111	3,737
(7)~(10) 小 計	26	4,089	17,036	21,125	5,933	5,713	32,797
(11) 基 幹 産 業	21	—	3,197	3,197	100	765	4,083
(12) 貿 易 ・ 経 済 協 力	250	—	9,815	9,815	—	—	10,065
合 計	307	27,260	93,024	120,284	14,630	13,655	148,876

大蔵省理財局調べ

- (注) 1. 「沖縄振興開発金融公庫」「日本開発銀行」「地方公共団体」等については財政投融资の額を、それぞれの区分に応じ、事業規模等を基礎として配分している。
2. 年金資金等には、厚生年金保険、国民年金、船員保険及び国家公務員共済組合の新規預託増加見込額を計上している。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第1章 年金制度

#### 第4節 年金積立金の運用

#### 2 年金積立金の還元融資

年金積立金の運用に当たっては、それが将来の年金給付の重要な財源として被保険者等から強制的に賦課徴収された保険料の集積であることにかんがみ、特別な配慮を加えている。上述のとおり福祉分野への重点的配分もその一つであるが、このほか還元融資制度として、毎年度年金積立金の資金運用部預託増加見込額の一定割合を年金福祉事業団、地方公共団体等を通じ病院、社会福祉施設等の整備や住宅資金の貸付けなど、被保険者等保険料拠出者の福祉向上に直接役立つ対象に運用し、それらの者の福祉の増進と生活の向上を図り、ひいては年金制度の円滑な運営に資することとしている。

53年度における年金積立金還元融資資金計画は第3-1-20表のとおりであるが、主要な部分を占める年金福祉事業団及び特別地方債の概要は、次のとおりである。

#### 第3-1-20表 年金積立金還元融資資金計画

第3-1-20表 年金積立金還元融資資金計画

(単位:億円)

区 分	52 年 度	53 年 度
還 元 融 資 資 金 総 額	9,600	(10,141) 10,451
年 金 福 祉 事 業 団	2,420	3,086
住 宅	588	523
療 養 施 設	136	160
厚 生 福 祉 施 設	204	258
被 保 險 者 住 宅 資 金 貸 付 け	1,302	1,963
大 規 模 年 金 保 養 基 地	45	37
年 金 担 保 資 金 貸 付 け	145	145
特 別 地 方 債	6,206	6,227
住 宅	247	190
(賃 貸 住 宅)	63	47
(老 人 居 室 整 備 資 金 貸 付 け)	40	51
(水 洗 便 所 改 造 資 金 貸 付 け)	144	92
病 院	1,033	1,150
厚 生 福 祉 施 設	1,160	1,460
(1) 社 会 福 祉 施 設 等	910	1,185
(2) レクリエーション・スポーツ施設	250	275
一 般 廃 棄 物 処 理	1,715	2,077
簡 易 水 道	360	420
小 計	4,515	5,297
産 業 廃 棄 物 処 理	10	10
同 和 対 策	784	130
下 水 道	691	730
上 水 道	206	60
小 計	1,691	930
そ の 他	974	1,138
医 療 金 融 公 庫	376	431
社 会 福 祉 事 業 振 興 会	237	249
国 立 病 院 特 別 会 計	295	404
公 害 防 止 事 業 団	66	54

厚生省年金局調べ

(注) 還元融資資金総額の( )内の数値は、年金福祉事業団の回収余裕金310億円を除いたものである。

(1) 年金福祉事業団

第3-1-21表 大規模年金保養基地



第3-1-21表 大規模年金保養基地

基地名	所在地	
大沼基地	北海道	亀田郡七飯町 茅部郡森町
田老基地	岩手県	下閉伊郡田老町
南東北基地 (複合型基地)	宮城県	岩沼市
	福島県	二本松市
津南基地	新潟県	中魚沼郡津南町
中央高原基地	岐阜県	恵那市
三木基地	兵庫県	三木市
紀南基地	和歌山県	東牟婁郡那智勝浦町
		太地町
安浦基地	広島県	豊田郡安浦町
横浜基地	高知県	土佐市
		須崎市
北九州基地 (複合型基地)	福岡県	八女郡黒木町
	熊本県	阿蘇郡久木野村
指宿基地	鹿児島県	指宿市

#### ア 住宅(社宅,分譲住宅等),療養施設及び厚生福祉施設整備資金貸付け

厚生年金保険の適用事業主,船舶所有者,中小企業等協同組合,消費生活協同組合,健康保険組合,国民健康保険組合,厚生年金基金,日本赤十字社,社会福祉法人等に対し,これらの者が被保険者の福祉を増進するため,住宅,療養施設又は厚生福祉施設(休養施設,体育施設,教養文化施設等)を整備する場合に融資される。

貸付利率は,資金運用部金利の引下げに伴い,53年5月から大企業事業主年6.55%,中小企業事業主その他の法人年6.05%とされている。なお,被保険者が組織する団体等が建設する分譲住宅の融資については年5.05%とされている。

事業計画額は,52年度1,137億円に対し,53年度は1,000億円が予定されている。

#### イ 被保険者住宅資金貸付け

被保険者住宅資金貸付制度は,厚生年金保険等の被保険者に対して直接還元融資の利益を及ぼすため,公的年金制度である各種共済組合が実施している組合員住宅資金貸付けと同様の趣旨で被保険者に対し住宅資金貸付けを行うものである。この制度は,1)厚生年金保険及び船員保険の場合にあっては事業主を通ずる転貸又は事業主なり被保険者の組織する団体等を通ずる転貸の方式により被保険者に融資することを原則としている。貸付限度額は,52年度においては,被保険者期間に応じて5年以上10年未満の場合300万円,10年以上20年未満の場合400万円,20年以上の場合450万円であったが,53年度は,若年層である3年以上5年未満の場合200万円を新たに融資対象として設けたほか,20年以上の場合50万円引き上げて500万円とする改善が図られた。2)国民年金の場合にあっては,住宅金融公庫を通じて被保険者に融資することとしているが,53年度は厚生年金保険と同じく新たに3年以上5年未満の被保険者を融資対象とすることとし,貸付限度額を100万円とする改善が図られた。

また、53年度から、老人、身体障害者と同居する世帯に対して、厚生年金保険及び船員保険の被保険者に対しては60万円、国民年金の被保険者に対しては30万円の割増貸付が新たに設けられた。

貸付利率は、いずれの場合も53年5月から年5.55%とされている。また、事業計画額は、52年度1,500億円に対し、53年度は約50%増の2,235億円が予定されている。

### ウ 年金担保による小口資金貸付け

厚生年金保険、船員保険及び国民年金の年金受給権者に対し、その受給権を担保として小口資金の貸付けを行うものである。

貸付けには、一般の市中銀行等を通じて行うこととしており、貸付額については、年金額の1年半分以内の額で、かつ、100万円を限度とし、貸付利率は53年5月から年6.05%とされている。なお、53年度の事業計画額は前年度同様145億円が予定されている。

### エ 大規模年金保養基地の設置

大規模年金保養基地は、人口の老齢化が急速に進行するなかで、年金生活に入った人々が単に余生を送るだけでなく生き甲斐のある有意義な生活を送るのに必要な場を提供するとともに、現役の勤労者や一般の人々の健全な余暇利用にもあわせて資することを目的とするものである。

48年度から50年度までに11か所(第3-1-21表)を指定し、全国配置計画を完了するとともに51年度までに用地の取得を終えたところである。各基地とも約330ヘクタール(100万坪)の用地に保健、保養のための施設、教養文化施設、宿泊施設等必要な施設を総合的に整備することとしており、53年度においては、前年度に引き続き基本計画の策定、基本設計、実施設計、測量調査等を行うとともに一部基地の建設工事を行うこととしている。

### (2) 特別地方債

特別地方債は、都道府県、市町村等の地方公共団体が厚生年金保険、船員保険又は国民年金の被保険者を中心とした地域住民の福祉向上に直接役立つ施設を整備しようとする場合に行われる融資である。融資対象施設は、住宅(1)厚生年金保険の適用を受ける中小企業の事業主又は船員保険の適用を受ける中小の船舶所有者に賃貸するために地方公共団体が建設する従業員住宅、(2)地域住民が老人専用居室又は障害者居室を整備する場合の資金を地方公共団体が貸し付ける事業、(3)下水道が完備している地域の既設の便所を水洗式に改造する資金を市町村が貸し付ける事業、病院、厚生福祉施設(老人ホーム、保育所等の社会福祉施設、国民宿舎等の休養施設、体育施設、会館等)、一般廃棄物処理施設(し尿処理施設、ごみ処理施設、清掃運搬施設)、簡易水道、上下水道施設等である。

これらの融資対象事業については、毎年度所要の資金枠を確保するよう努めるとともに、融資基準の改善を行い、内容の充実を図っている。53年度においては、住宅事業について新たに障害者居室整備資金を貸し付けることとされたほか病院事業について一施設当り貸付限度額が25億円から35億円に、用地費の貸付限度額が2,000万円から1億円に引き上げられ、また、厚生福祉施設事業について貸付け限度額が8億円から10億円に、体育館は5億5,000万円から7億円にそれぞれ引き上げられた。このほか、融資基準単価、融資基準面積等についても所要の改善が図られている。

貸付利率については、53年5月から年6.05%とされている。

(3) 年金福祉事業団及び特別地方債の52年度における融資の申請及び決定の状況は、第3-1-22表及び第3-1-23表のとおりである。

第3-1-22表 年金福祉事業団の申請状況及び決定状況(52年度)

(単位:100万円)

区 分	申 請		決 定		
	件数・戸数	金 額	件数・戸数	金 額	
総 計	—	332,703	—	309,185	
住 宅(社宅・分譲住宅等)	673件	54,470	642件	50,000	
療 養 施 設	96件	16,145	90件	15,396	
厚生福祉施設	総 数	461件	27,633	425件	25,300
	休 養 施 設	274件	5,740	258件	5,537
	休 育 施 設	30	3,846	25	3,359
	教 養 文 化 施 設	128	13,946	113	12,309
	給 食 施 設	26	1,231	26	1,227
	そ の 他 の 施 設	3	2,870	3	2,868
被 保 険 者 住 宅	68,884戸	223,571	64,107戸	207,800	
年 金 担 保	17,849件	10,874	17,589件	10,689	

第3-1-23表 特別地方債の申請状況及び決定状況

第3-1-23表 特別地方債の申請状況及び決定状況(52年度)

(単位:100万円)

区 分	申 請		決 定		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
総 計	6,359	790,717	6,312	714,753	
住 宅	349	10,943	349	10,900	
病 院	898	221,743	896	165,972	
厚生福祉施設	総 数	2,400	161,557	2,355	141,642
	社 会 福 祉 施 設	812	47,647	810	42,632
	会 館 ・ 保 健 衛 生 施 設 等	909	63,002	904	59,155
	休 養 施 設	37	5,946	35	5,336
	休 育 施 設	642	44,962	606	34,519
一 般 廃 棄 物 処 理	1,323	108,703	1,323	108,468	
簡 易 水 道	1,389	34,090	1,389	34,090	
産 業 廃 棄 物 処 理	0	0	0	0	
同 和 対 策		( 82,981)		( 82,981)	
下 水 道		(100,100)		(100,100)	
上 水 道		( 70,600)		( 70,600)	

厚生省年金局調べ

- (注) 1. 本表は、前年度からの継続融資分及び53年以降の融資予定分を含んでいる。  
 2. ( )内の金額は、年金資金、他の政府資金及び公募資金と合わせて決定されたものについて年金資金分のみを計上したものである。  
 3. 本表は、53年3月31日現在で整理したものである。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第2章 生活保護

##### 第1節 生活保護制度の現状と動向

生活保護制度は、憲法25条の理念に基づき、何らかの原因で貧困に陥り自分の力では生計を維持できない者に対して、国の責任において健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、併せて、その自立を助長することを目的とする制度である。

近年、年金等の所得保障制度が著しく充実されてきているが、このような中であっても、生活保護制度は国民生活の最終的なよりどころとしてなお重要な役割を果たしており、制度の内容面においても、一般国民生活の変化に対応して保護基準の引き上げが行われるなど、その充実改善が図られている。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第2章 生活保護

##### 第2節 生活保護基準

#### 1 生活保護基準の意義

保護基準は、国がすべての国民に対し保障すべき「健康で文化的な最低限度の生活水準」を具体的に示すとともに、個々の世帯が保護を必要とするか否かを判定し、更に保護が必要と判定された場合にどの程度の保護を行うか(いくら扶助費を支給するか)を決める尺度となるものである。

この基準は、生活扶助をはじめとする七つの扶助ごとに要保護者の年齢、性、世帯構成、所在地域その他必要な事情を考慮して厚生大臣が定めることとされている。この基準を設定する際には、国民生活の動向等を十分考慮し常にその合理性、妥当性が確保されるように努めている。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

2 生活扶助基準の改善

生活扶助基準については、従来から一般国民生活の向上の度合い等を考慮して改善を図ってきており、53年度においても同様の観点から対前年度当初比11.0%の引上げを行った。

この改善の結果、1級地(大都市及びその周辺地域)における標準4人世帯の生活扶助基準額は52年度(当初)9万5,114円から10万5,577円となり、月額1万463円の増額となっている(第3-2-1表)。

第3-2-1表 生活扶助基準額の年次推移

第3-2-1表 生活扶助基準額の年次推移(標準4人世帯・1級地)

	実施年月日	基準額	対前回比	指数
第16次	35年4月1日	8,914 <sup>円</sup>	—%	100.0
21	40. 4. 1	18,204	112.0	204.2
26	45. 4. 1	34,137	114.0	383.0
31	50. 4. 1	74,952	123.5	840.8
32	51. 4. 1	84,321	112.5	945.9
33	52. 4. 1	95,114	112.8	1,067.0
34	53. 4. 1	105,577	111.0	1,184.4

厚生省社会局調べ

(注) 標準4人世帯とは、35歳男・30歳女・9歳男・4歳女で構成されている世帯である。

また、最近、生活水準の地域格差が縮小してきたこと等に対応し、50年度以降4級地町村の3級地への指定替えを大幅に行ってきたが、53年度においては、残っていた4級地町村のすべてを3級地に指定替えした。この結果、級地区分は3区分制となった。

その他生活扶助基準の範ちゅうに属する改善については、1)期末一時扶助を52年度の7,330円(1級地、居宅、1人当たり)から8,140円に引き上げるとともに、入院患者日用品費、妊産婦加算、在宅患者加算等についてもそれぞれ生活扶助基準の引上げ率により改善した。2)基準生活費の一定割合の額としている老齢、母子、障害者の各加算についても、基準生活費が改善された結果、老齢加算は52年度の9,700円から1万800円となり、母子加算、障害者加算についてもそれぞれ改善された。また、重度障害者他人介護料を2万8,000円以内から2万9,000円以内に引き上げた。3)一時扶助関係では入学準備に要する経費の実態を考慮して、入学準備金を53年度は小学校入学時の場合2万5,000円に中学校入学時の場合2万9,000円にそれぞれ引き上げた。また、従来被服費の中で品目ごとに設定されていた新生児に係る寝具、産着、おむつ等の支給規定を統合し、新生児1人当たり3万3,000円以内の額を支給することとした。4)その他53年度においては、52年分所得税の特別減税措置が講じられたことに対応して生活保護受給者に対しても、53年6月に臨時的措置として、被保護者1人当たり6,000円(1級地)の一時金を支給した。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第2章 生活保護

##### 第2節 生活保護基準

#### 3 その他の扶助基準の改善

---

##### (1) 教育扶助基準

学用品等の値上がり及び父兄が負担する一般世帯の児童生徒の教育費の支出状況等を考慮して、基準額を、小学生1,190円から1,280円に、中学生2,400円から2,580円に引き上げた。

##### (2) 出産扶助基準

53年度における出産扶助基準の改善に当たっては、出産費用の実態を考慮し、基準額を施設分べんの場合6万円以内に、また、居宅分べんの場合7万2,000円以内にそれぞれ引き上げた。

なお、基準額のほかに衛生材料費(3,000円以内)と施設分べんの場合の入院に要する必要最少限度の額について別に支給することとしている。

##### (3) 葬祭扶助基準

葬祭費用の実態に対応して、基準額を従来6万2,000円以内から7万4,000円以内と大幅な引き上げを行った。

##### (4) 勤労控除

勤労による収入の認定については、労働の軽重、就労日数及び収入金額に応じて一定の控除額が定められている。このうち業種別基礎控除については生活扶助基準の改定に準じて11.0%引き上げ1・2級地の場合で日雇、農業等の職種は52年度の1万5,260円から1万6,930円に引き上げた。このほか、収入金額別基礎控除及び特別控除についても所要の改善を行った。更に、未成年者が稼働している場合に適用される未成年者控除を従来6,000円から8,000円に引き上げた。

---



## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第2章 生活保護

##### 第2節 生活保護基準

#### 4 最低生活保障水準

---

被保護世帯に保障される最低生活保障水準は,1級地標準4人世帯の場合13万2,787円となり,3級地で10万8,767円となる。この最低生活保障水準は,生活扶助基準,教育扶助基準,住宅扶助基準及び業種別基礎控除に限って計上したものであり,このほかに,学校給食費,教材費等の実費支給分及び社会保険料,通勤のための交通費等の実費控除等を加えると,実際に被保護世帯に保障される生活水準はさらに高いものとなる。

---

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第2章 生活保護

##### 第3節 保護の動向

---

最近の保護の動向を被保護世帯数,被保護実人員で見れば,49年度を境に増加傾向にあり,現在も微増傾向が続いている。これは石油危機に端を発した不況の長期化による影響が大きく反映されたものと考えられる。

また,被保護階層の質的变化をみると,高齢者,母子,傷病・障害者などの社会的ハンディキャップを負った層が年々増加している。このような傾向は今後も続くと予想される。

---

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第2章 生活保護

##### 第3節 保護の動向

#### 1 被保護世帯人員及び保護率

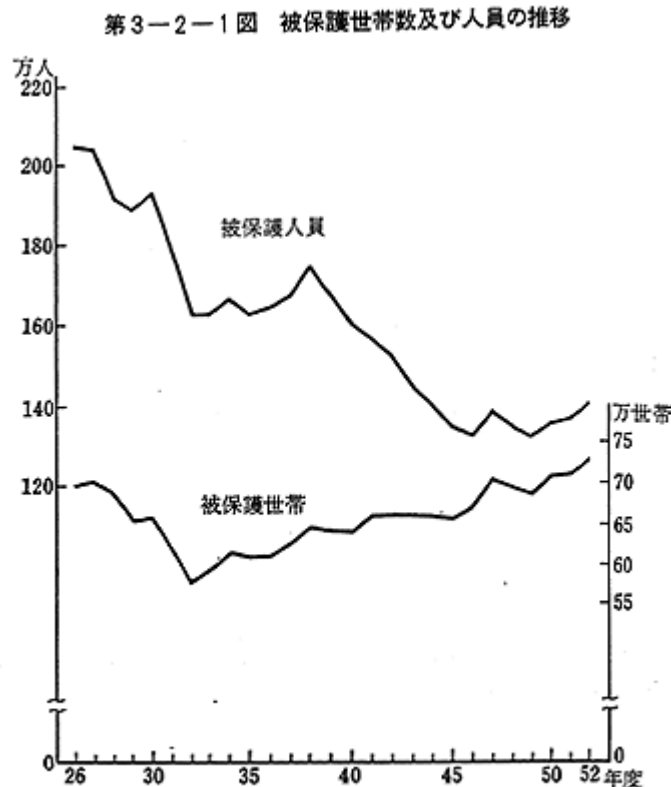
生活保護を受けている世帯数,人員数は52年度で72万4,000世帯,139万3,000人であり,人口1,000人当たりの被保護人員(以下「保護率(‰)」という。)は12.2人である。

これを51年度と比較すると世帯数で1万4,000世帯,人員にして3万5,000人増加している。

世帯数は,49年度の68万9,000世帯を境として増加傾向が続いている。また,人員は38年度の174万人をピークに減少傾向を続けていたが,47年度に若干の増加がみられ,その後,49年度の131万2,000人を境として増加傾向に転

じ,50年度には134万9,000人,51年度には135万8,000人,52年度には139万3,000人と増加の傾向をみせている(第3-2-1図)。

第3-2-1図 被保護世帯数及び人員の推移



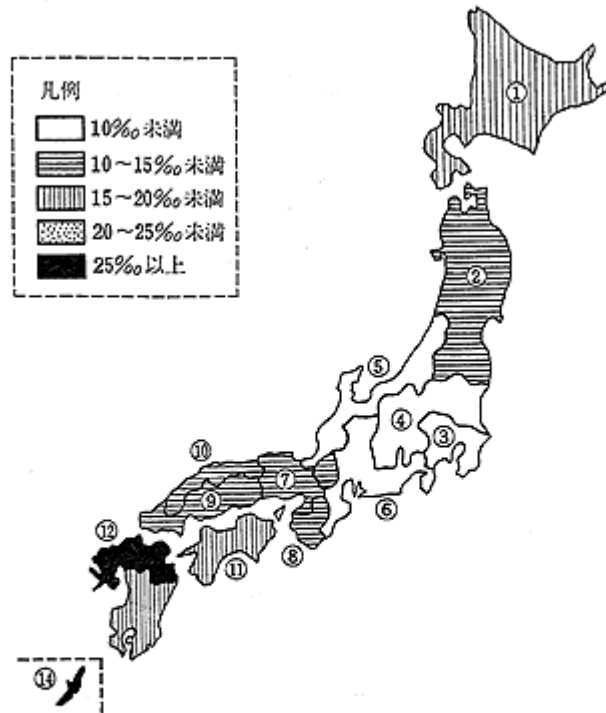
資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

次に,地域別に保護率をみると福岡県を中心とする北九州,沖縄県地域が最も高く,以下南九州,四国,北海道

地域が高いのに対し,関東,北陸,東海中部地域が低くなっている(第3-2-2図)。

### 第3-2-2図 地域別にみた保護率

第3-2-2図 地域別にみた保護率(52年度)



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

(注) ①北海道 ②青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島 ③埼玉, 千葉, 東京, 神奈川 ④茨城, 栃木, 群馬, 山梨, 長野 ⑤新潟, 富山, 石川, 福井 ⑥岐阜, 静岡, 愛知, 三重 ⑦京都, 大阪, 兵庫 ⑧滋賀, 奈良, 和歌山 ⑨岡山, 広島, 山口 ⑩, 鳥取, 島根 ⑪徳島, 香川, 愛媛, 高知 ⑫福岡, 佐賀, 長崎, 大分 ⑬熊本, 宮崎, 鹿児島 ⑭沖縄

各論

第3編 所得保障の充実

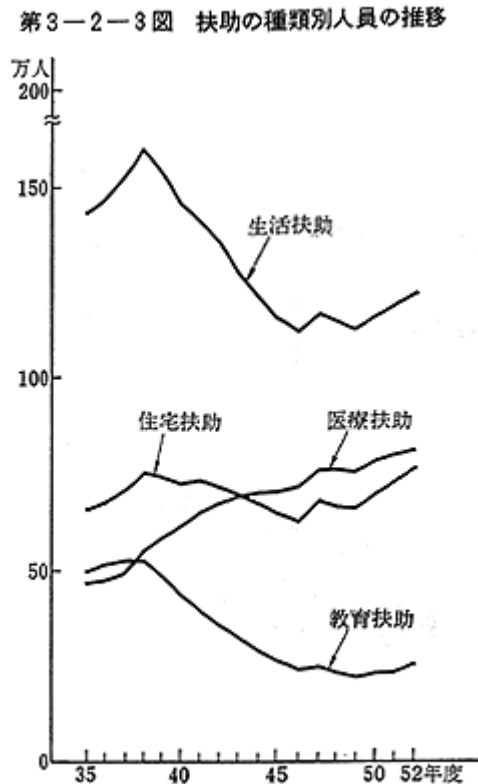
第2章 生活保護

第3節 保護の動向

2 保護の種類別人員

保護の種類別人員をみると52年度で生活扶助121万人,住宅扶助77万9,000人,教育扶助24万4,000人,医療扶助81万9,000人,その他の扶助5,000人となっている。最近の動きをみると,38年度をピークにその後生活扶助人員,住宅扶助人員及び教育扶助人員とも減少を続けていたが,49年度を境にいずれも増加傾向にある(第3-2-3図)。

第3-2-3図 扶助の種類別人員の推移



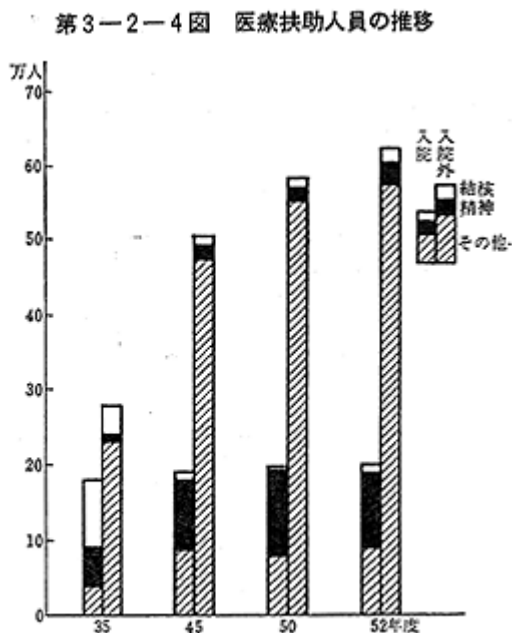
資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

医療扶助人員の動向をみると,入院人員は39年度以降増加傾向にあり,47年度以降一旦減少傾向にあったものの,50年度からは再び増加傾向に転じ52年度には81万9,000人となった。入院外人員も49年度は減少したが50年度からは再び増加に転じ52年度で61万9,000人となっている。

次に医療扶助人員を病類別にみると最近における疾病構造の変化を反映して結核患者の減少と精神病患者の増加が著しい。精神病患者は年々増加し52年度は医療扶助人員全体の17.1%,14万人に達している。特に,精神病による入院患者は11万6,000人と医療扶助による入院患者の58.3%を占めている(第3-2-4

図)。

### 第3-2-4図 医療扶助人員の推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第3節 保護の動向

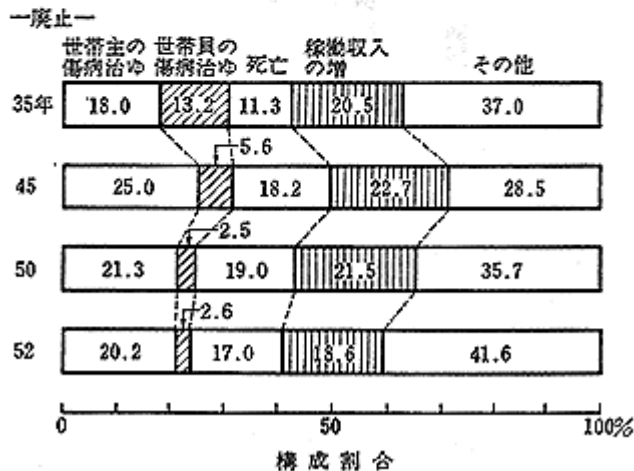
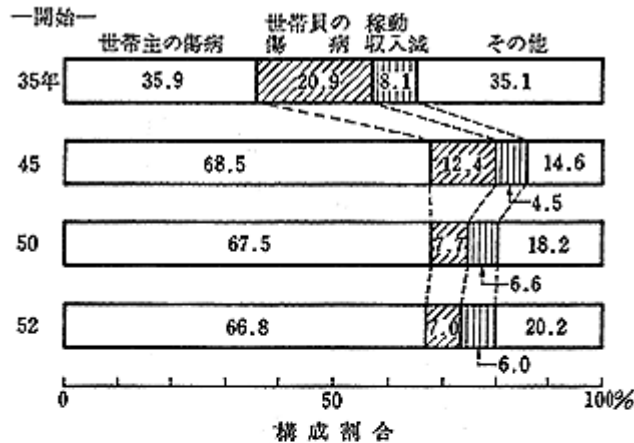
3 保護の開始・廃止原因

52年度中に保護を開始した世帯は20万5,000世帯,人員にして43万3,000人である。これを開始理由別にみると,傷病を理由とするものが73.8%を占め51年度と同様最も多く,稼働収入減を理由とするものが6.0%となっている。

次に,52年度中に保護を廃止した世帯は18万6,000世帯,人員で36万1,000人である。これを廃止理由別にみると,傷病の治ゆを理由とするもの22.8%,被保護者の死亡によるもの17.0%,稼働収入の増加によるもの18.6%となっている(第3-2-5図)。

第3-2-5図 保護の開始・廃止理由別世帯構成割合の推移

第3-2-5図 保護の開始・廃止理由別世帯構成割合の推移



資料：厚生省統計情報部「生活保護動態調査」

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*



各論

第3編 所得保障の充実

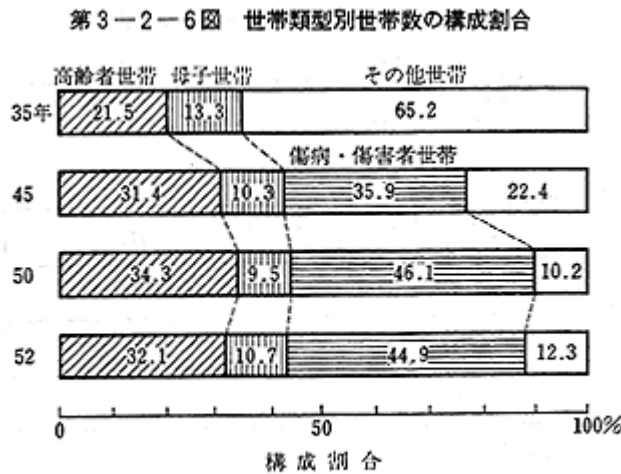
第2章 生活保護

第3節 保護の動向

4 被保護世帯の世帯類型,就業状況等

被保護世帯の世帯類型をみると,日常生活を営むうえでハンディキャップを負い,単に経済給付だけでなく各種の社会的援護を必要とする高齢者世帯,母子世帯,傷病・障害者世帯が52年度には全被保護世帯の約90%を占めている(第3-2-6図)。

第3-2-6図 世帯類型別世帯数の構成割合

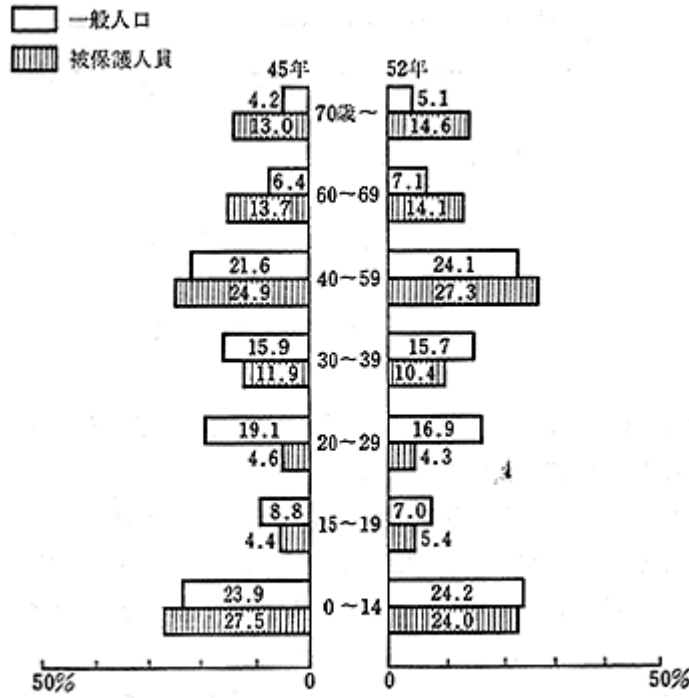


資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」

次に被保護人員を年齢階級別の構成割合でみると,52年現在で15歳から59歳までの稼働年齢層が5割,60歳以上の高齢者層が3割,15歳未満の若年層が2割である。60歳以上の高齢者層の被保護人員総数に占める割合をみると,45年には26.7%であったものが,52年には28.7%となっている。この割合は一般人口構成における60歳以上の割合12.2%を上回っており,今後の動向が注目される(第3-2-7図)。

第3-2-7図 一般人口と被保護人員の年齢階級別構成割合の推移

第3-2-7図 一般人口と被保護人員の年齢階級別構成割合の推移

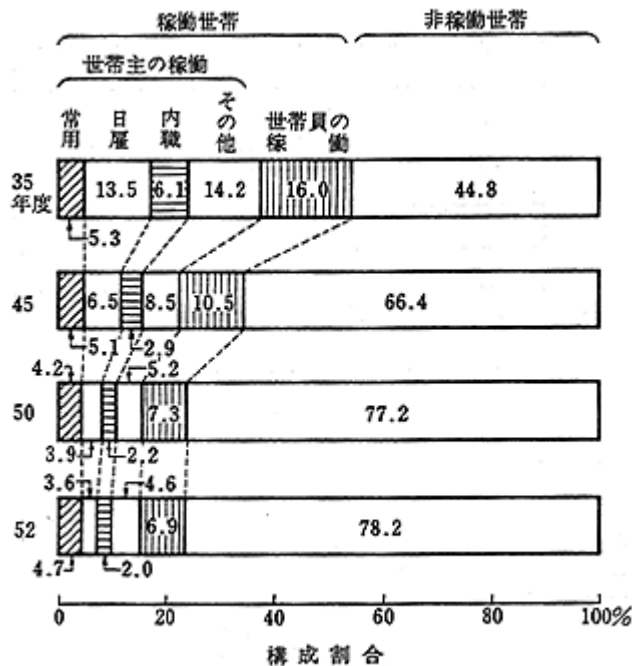


資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」総理府統計局「国勢調査結果報告」年齢別推計人口

被保護世帯の就業状況をみると、稼働世帯の減少が著しく35年度にはその割合が55.2%であったのが52年度には21.8%となっており、その結果被保護世帯の約8割が非稼働世帯で占められている。特に世帯主が働いて保護を受けている世帯も35年度で39.1%であったのに対し52年度は14.9%と減少している。また、世帯員が働いていて保護を受けている世帯も35年度の16.0%から52年度には6.9%と大幅な減少を示している(第3-2-8図)。

第3-2-8図 労働力類型別世帯数構成割合の推移

第3-2-8図 労働力類型別世帯数構成割合の推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第2章 生活保護

##### 第4節 保護施設

生活保護法に基づく保護施設には、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の5種類がある。

保護施設の総数は52年10月1日現在343施設であり漸減傾向にあるが、その中で救護施設については若干増加傾向がみられる(第3-2-2表)。

第3-2-2表 保護施設の推移

第3-2-2表 保護施設の推移 (各年度10月1日現在)

(単位:カ所)

	48年度	49	50	51	52
総数	357	352	349	344	343
救護施設	144	145	145	147	151
更生施設	16	15	16	17	17
医療保護施設	70	74	72	69	68
授産施設	87	81	81	79	76
宿所提供施設	40	37	35	32	31

資料:厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

これは、救護施設が主として単一の障害を有する者を対象とする他種施設に比べて、さまざまな条件にある心身障害者を総合的に受け入れるという機能をもっており、このような施設に対するニーズが依然として存在していることのあらわれであると考えられる。

国は、保護費の負担と同様、都道府県及び市町村が支弁した保護施設の運営費の10分の8を負担している。

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第3章 児童手当制度

##### 第1節 児童手当制度の概要

児童手当制度は、児童を養育している者に対して児童手当という現金給付を行うことによって、家計における児童養育費の負担を軽減して家庭生活の安定を図るとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成とその資質の向上に資することを目的としている。

児童手当制度は、我が国の社会保障制度の中で最も遅く、47年1月から実施に移された。支給対象となる者は、義務教育終了前の児童を含む三人以上の児童を養育し、かつ、その所得が一定の限度額に達しない者である。

児童手当の手当月額は、第3子以降の児童1人につき、制度発足当初は3,000円であったが、その後の消費者物価の上昇等にかんがみ、49年10月から4,000円に、50年10月から5,000円に引き上げられてきた。

53年度においては、51年度に実施した意識調査の結果を踏まえ、かつ、中央児童福祉審議会の意見具申(52年12月12日)の趣旨にかんがみ、我が国社会の実態により適合した制度とする方向をめざし、次の制度改正を行った。

各論

第3編 所得保障の充実

第3章 児童手当制度

第1節 児童手当制度の概要

(1) 児童手当の額の増額

---

前年(1月から5月までの月分の児童手当については、前々年)の所得に係る市町村民税所得割の額がない者に支給される児童手当の額を53年10月月分から6,000円に増額した。

---

## 各論

### 第3編 所得保障の充実

#### 第3章 児童手当制度

##### 第1節 児童手当制度の概要

##### (2) 福祉施設の実施

---

政府は、児童の健全な育成及び資質の向上に資する施設(以下「福祉施設」という。)をすることができるものとしたこと。

53年度においては、福祉施設として、事業所内保育施設への助成、児童センターへの補助、大型児童会館(仮称「子どもの城」)の設置準備等を行うこととしている。

なお、児童手当制度の基本的なあり方については、52年7月より中央児童福祉審議会児童手当部会において検討を行い、検討結果の中間報告として同年12月に意見具申を得たところであるが、今後も引き続き検討を行うこととしている。

---

各論

第3編 所得保障の充実

第3章 児童手当制度

第2節 児童手当制度の実施状況

52年度における支給状況は、第3-3-1表のとおりである。受給者数は53年2月末現在で被用者105万7,005人、非被用者113万4,122人、公務員25万6,739人、総数244万7,866人、算定基礎児童数(児童手当の支給の対象となる義務教育終了前の第3子以降の児童数)は、同じくそれぞれ118万6,597人、137万7,471人、28万1,431人、総数284万5,499人となっている。52年度支給総額は、1,694億7,796万円である。

第3-3-1表 児童手当支給状況

第3-3-1表 児童手当支給状況(52年度)

	受給者数	算定基礎児童数	支給額
	人	人	千円
総数	2,447,866	2,845,499	169,477,958
市町村支給分	2,191,127	2,564,068	152,676,660
被用者	1,057,005	1,186,597	69,828,108
非被用者	1,134,122	1,377,471	82,848,552
公務員分	256,739	281,431	16,801,298
国家公務員	68,474	74,588	4,465,193
地方公務員	151,899	167,912	10,039,243
公共企業体職員	36,366	38,931	2,296,862

資料：厚生省児童家庭局「昭和52年度児童手当事業年報」

(注) 受給者数及び算定基礎児童数は、53年2月末現在のものである。

算定基礎児童数別の受給者数は、53年2月末現在第3-3-2表のとおりであり、算定基礎児童数が1人の受給者が全受給者の87.4%と圧倒的に大きな割合を占めており、49年度より増加傾向にある。なお、受給者1人当たりの算定基礎児童数は、平均1.16人となっている。

第3-3-2表 算定基礎児童数別受給者数

第3-3-2表 算定基礎児童数別受給者数(53年2月末現在)

(単位：人、%)

	総数	児童1人	2人	3人	4人	5人以上
実数	2,447,866	2,138,155	247,811	44,327	11,864	5,709
構成比	100.0	87.4	10.1	1.8	0.5	0.2

資料：厚生省児童家庭局「昭和52年度児童手当事業年報」

所得制限の限度額は、53年6月分から54年5月分までの児童手当については、6人世帯の場合(扶養親族等5人の場合)、52年の給与所得者の年間収入額で497万円である。



児童手当事業の運営については、厚生保険特別会計の中に児童手当勘定を設けて行われているが、児童手当交付金の財源は、被用者分については事業主からの拠出金に国庫負担金を加えたものを、非被用者分については、国庫負担金をもってこれにあて、この財源をそれぞれ被用者児童手当交付金、非被用者児童手当交付金として児童手当の支給事務を行っている市町村に交付しているが、市町村においても国からの交付金と都道府県の負担金に自らの負担金を加え支給費用としている。その負担割合は次のとおりである。

	事業主拠出	国庫負担	都道府県負担	市町村負担
被用者	7/10	2/10	0.5/10	0.5/10
非被用者	—	4/6	1/6	1/6

なお、52年度における拠出金収入は、538億円であり、国庫負担金は、被用者児童手当財源分109億円、非被用者児童手当財源分565億円で総額675億円となっている。

このほか、児童手当の支給事務等を行っている都道府県及び市町村に交付する事務費財源が国庫で負担され、その額は52年度において33億円である。

事業主拠出金の52年度の徴収状況は、第3-3-3表のとおりである。また、53年度の拠出金率は、52年度と同様1,000分の1.2となっている。

### 第3-3-3表 児童手当事業主拠出金徴収状況

第3-3-3表 児童手当事業主拠出金徴収状況(52年度)

(単位：100万円)

	徴収決定済額	収納済額
総計	54,436	53,819
厚生年金保険関係	52,210	51,619
船員保険関係	686	660
共済組合関係	1,540	1,540

厚生省児童家庭局調べ